

【暴力の代表的な形態】

身体的暴力	殴る／蹴る／首を絞める／髪を持って引きずり回す／包丁で切りつける／階段から突き落とす／タバコの火を押し付ける／熱湯をかける など	性的暴力	性行為を強要する／ポルノを見せたり、道具のように扱う／避妊に協力しない など
心理的暴力	暴言を吐く／脅かす／無視する家から締め出す／大事にしているものを壊す／子どもに危害を加えると脅す など	社会的隔離	外出や、友人との付き合いを制限する／手紙を開封したり、電話をかけさせないなど交友関係を厳しく監視する など
経済的暴力	生活費を渡さない／女性が働き収入を得ることを妨げる／借金を重ねる など	その他	「お前は家事だけやればいい」「この家の主は俺だ」などと男性の特権を振りかざす／暴力をふるう原因が女性にあると責任を転嫁する など

女性の6人に1人が身体的暴力を経験し、そのうちの約20人に1人が暴力による「命の危険」を感じています。（「配偶者等からの暴力に関する調査」2002年：内閣府）

その行為「犯罪」です！
暴力には、殴る、蹴るなどの身体に損傷を加える行為だけではなく、大声でどなる、脅かす、無視をしたり、交友関係を厳しく監視するなどの心理的暴力や社会的隔離などのほか、借金を重ねるなどの経済的な暴力、また性的暴力など様々な形があります。DVはこれらの暴力が複雑に絡み合い、また、繰り返して起きています。

「女性に対する暴力をなくす運動」実施中

11月12日(金)から11月25日(木)までの2週間は「女性に対する暴力をなくす運動」実施期間です。

この運動は、女性の人権尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることを目的として行われるもので、11月25日は「女性に対する暴力撤廃国際日」となっています。

夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為など女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題となっています。

ひとりで悩まないで、電話を！
いずれの窓口も相談無料・秘密厳守

【相談窓口】

名称	受付日	時間	電話番号	備考
かながわ女性センター	火曜日～日曜日	9:00～17:00 木曜日は15:00まで	0466-27-9799	休・祝日を除く(ただし、金・土・日曜日が祝日にあたる場合は開館し、翌火曜日が休館)
配偶者暴力相談支援センター (女性相談所・かながわ県民センター窓口)	月曜日～金曜日	9:00～21:00	045-313-0745	金曜日が休・祝日の場合を除く
箱根町福祉部町民課	月曜日～金曜日	8:30～17:00	5-9564	休・祝日を除く

いずれも年末年始を除く

男女共同参画社会を考える

ときめきふぉらむはこね

これからの男女共同参画社会を考える「ときめきふぉらむはこね」を開催しますので、ぜひご参加ください。

日時 11月11日(木) 13時30分～16時
場所 仙石原文化センター

内容 第1部 「男女共同参画」私にできること、あなたにできること」をテーマとする講演
(講師 和光大学教授 船橋邦子さん)

第2部 パネルディスカッション「私にとっての男女共同参画」
(コーディネーター 船橋邦子さん、パネリスト 男女共同参画プラン策定委員会委員ほか)

第3部 はこね男女共同参画推進プラン基本計画(案)について

対象 どなたでも参加できます
参加料 無料
その他 託児所をご用意します。



照会先 町民課 ☎5・9564



「女性に対する暴力をなくす運動」実施中

夫やパートナーからの暴力に悩んでいませんか？

DV(ドメスティックバイオレンス)とは…

夫や恋人、婚約者、同棲相手、元夫、以前つきあっていた恋人など親密な関係にある男性から、女性に対してふるわれる暴力や暴言のことです。